

財 関 第 1010 号  
令和元年 7 月 31 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについての一部改正について

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の一部施行による工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）の改正等に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて（平成 19 年 5 月 30 日財閥第 710 号）の一部を下記のとおり改正し、令和元年 7 月 31 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。